

「経営力向上計画」で 「稼ぐ力」を後押しします!

中小企業者の設備投資などをサポート!

認定を受けると…

支援
1

税制優遇

即時償却又は税額控除
が利用できます。

支援
2

金融支援

融資や信用保証などの
支援措置により、
資金調達がスムーズに。

認定企業の事例

株式会社 三松(福岡県)



金属板の板金加工、機械装置組立を行う会社が、中小企業等経営強化法に基づく支援措置を活用し、今後成長が見込める医療・食品分野向けのクリーン設備導入等を通じ、生産性の向上を図る。(製造業)

コメント

中小企業等経営強化法に基づく支援策を受けて、成長分野への投資を加速することができます。経営力向上計画を一步一步実行していく、生産性の向上を目指していきます。

和田酒造合資会社(山形県)



1797年の創業以来地元に密着した清酒の製造を行っている会社が、県外への出荷や海外への積極的な輸出に取組むため、中小企業等経営強化法に基づく支援措置を活用し、品質の維持向上のための各種装置を導入する。(清酒製造)

コメント

海外需要の取り込み、地元農家とコラボした県外への商品出荷のためには品質維持につながる機械投資が必要でした。私たちにとって大きな投資でしたので、税制優遇の支援措置を受けることができ、とても助かっています。

中小企業等経営強化法による支援の流れ

STEP 1

経営力向上計画を策定

「経営力向上計画」とは

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。

自社の強み・弱みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取組などを記載します。



経営革新等支援機関 などがサポート

本計画の概要や申請の手引きは、以下のページに掲載しております。

[詳しくはこちら](#)



中小企業庁 経営力向上支援 |

検索



計画策定にあたってはお近くの支援機関にご相談ください。

[詳しくはこちら](#)



経営革新等支援機関 |

検索

STEP 2

担当省庁による認定

事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等にのっとって策定した計画を提出し、認定を受けます。提出は郵送でも受け付けています。

詳しくは中小企業庁ホームページでご確認ください。



STEP 3

設備投資について 即時償却又は税額控除 (中小企業経営強化税制)

新たに取得した機械装置等の一定の設備について支援措置があります。

●中小企業経営強化税制（法人税・所得税）の活用により、即時償却は最大で10%の税額控除が可能です。

対象設備：令和9年3月31日までに導入した対象設備

利用できる方：資本金1億円以下の法人、個人事業主など

要件：生産性が年平均1%以上向上する設備であることなど

金融支援

日本政策金融公庫による融資等※ 様々な支援が受けられます。

※適用対象者の条件があります。詳しくは手引きをご確認ください。



STEP 4

経営力の強化を実現

お問い合わせ先



中小企業税制サポートセンター

TEL:03-6281-9821

(平日 9:30-12:00,13:00-17:00)

[詳しくはこちら](#)



中小企業庁 経営力向上支援 |

検索

